

社会福祉法人
室戸市社会福祉協議会
室戸市領家87番地
TEL:0887-22-1348
https://murosya.or.jp



社協だより むろと



室戸市生活支援 相談センター

室戸市生活支援相談センターは生活全般の
困りごと・心配ごとに関する相談窓口です。

食べるものがない

仕事がなかなか見
つからない

生活が立ち行かなくなる困りごとの要
因は、その方の状況によって違います。

困っているけど、相談
場所がわからない

今後生活が困窮する
可能性がある

家に引きこもり
がち

お金のやりくりが
うまくいかない

失業や低収入など経済的な困りごとだけでなく、
働きたくても働けない、社会的に孤立しているなど、
生活全般にわたる相談が対象です。(生活保護受給
者は対象となりません。)
ご家族や友人・知人からの相談でもかまいません。

相談者ご本人が自分の意思で自立に向けて
行動しようとすることを支援していきます。お
話を丁寧に聴き、問題を整理して、必要な支援
を受けられるようサポートします。同時に支援
者同士のネットワークを作り、相談者の抱える
困りごとの解決に向けて一緒に取り組んでい
きます。

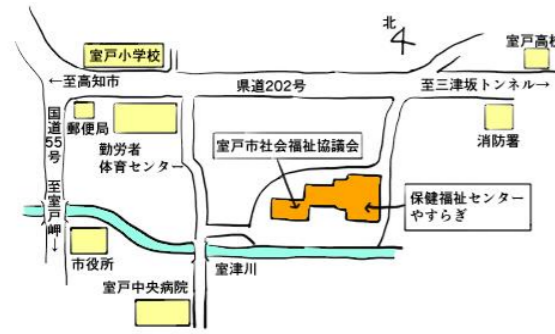
まずはご相談
ください



TEL:22-2660 (8:30~17:15 土日祝を除く)

※相談員不在の場合がありますので、お電話にて予約をして
いただけたら確実です。訪問による相談受付も可能です。

社会福祉法人
室戸市社会福祉協議会 TEL:22-1348
(室戸市保健福祉センターやすらぎ内)



<室戸市社会福祉協議会内>

- 室戸市デイサービスセンター TEL:23-2301
- 室戸市地域包括支援センター TEL:22-5158
- 室戸市生活支援相談センター TEL:22-2660
- 障害者相談支援センターむろと TEL:22-2660

よろしく
お願いします!



室戸市生活支援相談センター
平井 志織

新しい職員
のご紹介

日本赤十字社 講演会



令和6年2月21日(水)保健福祉センターやすらぎ・きらき
らひろばにて、日本赤十字社高知県支部・中野氏、こうち防
災備えちよき隊・岡本氏を講師にお迎えし、「日本赤十字社の
活動について」「災害への備え」「能登半島地震における赤十
字の活動」についてお話をいただきました。
当日は48名の市民の皆様が参加してくださいました。



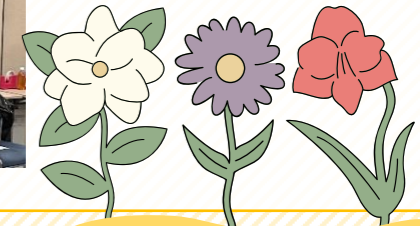
体験ブースではペットボトルで作るランタンや新聞紙で
作るスリッパ、ゴミ袋で作るレインコートなどを教えてい
ただきました。
室戸市では地域赤十字奉仕団として18名が活動をして
います。活動を知っていただくための講演会等を来年度も
予定しております。



ゴミ袋レインコート



新聞スリッパ



令和6年2月5日、高知県社会福祉協議会地域支援グルー
プ長・高知県ボランティア・NPOセンターの間所長を講師に
お迎えし、役職員研修を行いました。



社協役職員研修 ~災害時の対応力強 化に向けた取組~

研修内容は災害時の初動対応についてを主と
し、被災後すぐの自分の行動から次の日にはどう
なっているか、何が必要となるかなど想像して紙
に書きだし各部署で共有しました。

災害は予告なく起こります。普段から避難場所や

安否確認などの方法等共有しておくべきだと思いました。また、身の回りの危険物についても改
めて対策を講じる必要性を感じました。

古切手、未使用切手、未使用ハガキ、図書カード等

祖川時計店 様 小野英昭 様 柴田礼子 様
藤本喜美江 様 匿名2名 様
室戸市役所(防災対策課・税務課) 様

缶詰・白米等の
食料品 室戸岬地区更生保護女性会 様 匿名1名 様

寄付のお礼



いつもありがとうございます

～社会福祉法人による利用者負担額軽減制度～

『室戸市デイサービスセンター』は「社会福祉法人による利用者負担額軽減制度」の適用を受けています。対象となる方や軽減される費用は下記のとおりです。

なお、この軽減制度の利用にあたっては室戸市保健介護課への申請が必要です。

1. 制度の対象となる方

市民税非課税世帯に属する方で、次の要件を全て満たし、室戸市が認定した方

- ◆年間収入が単身世帯の場合150万円以下（世帯員1人ごとに50万円を加算）
- ◆預貯金等が単身世帯の場合350万円以下（世帯員1人ごとに100万円を加算）
- ◆日常生活に供する資産以外に資産がない
- ◆親族等に扶養されていない
- ◆介護保険料を滞納していない

2. 手続き

- (1)上記の要件を満たした方が室戸市に申請し、審査後に「軽減確認証」の交付を受けます。
- (2)当センターに軽減確認証を提示してください。
- (3)該当サービスの利用者負担が軽減されます。

3. 軽減の対象となる利用者負担額

- ◆当センターを利用した場合の利用者負担額（1割負担分）
- ◆食費 ※生活保護受給中の方等で利用者負担割合が5%以下の方は軽減対象になりません。

4. 軽減の額

- ◆原則、利用者負担額の4分の1（老齢福祉年金受給者は2分の1）（軽減確認証に記載されます）



おためし利用もできます！
美味しい昼食を用意してお待ちしております。

室戸市デイサービスセンター
TEL:23-2301

ボランティア活動保険について

ボランティア活動中の様々な事故による『ケガ』や『損害賠償責任』を補償します。地域福祉活動やボランティア活動の一環として日本国内で行われる各種行事を対象とした【ボランティア行事用保険】や有償の活動を対象とした「福祉サービス総合補償」もあります。

ご加入いただくには、社会福祉協議会へ活動内容の登録が必要です。

詳しくは・・・室戸市社会福祉協議会 TEL:22-1348（小松）8:30～17:15 土日祝を除く



車イスの貸し出しをしています！



室戸市社会福祉協議会では、車イスの無料貸し出しを行っています。必要な方は窓口にてお申し込みください。貸し出し期間は最長2週間です。

TEL:22-1348
室戸市社会福祉協議会(室戸市デイサービスセンター内)



室戸市地域包括支援センターだより

たんぽぽ



VOL. 212
(4月号)

地域包括支援センターは、高齢者の暮らしをサポートする『総合相談窓口』です

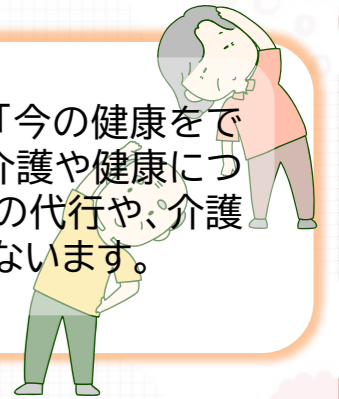


「主任介護支援専門員(主任ケアマネジャー)」「看護師」「社会福祉士」「介護支援専門員(ケアマネジャー)」といった職員がお互いに連携をとりながら、業務をおこなっています。

たとえば・・・



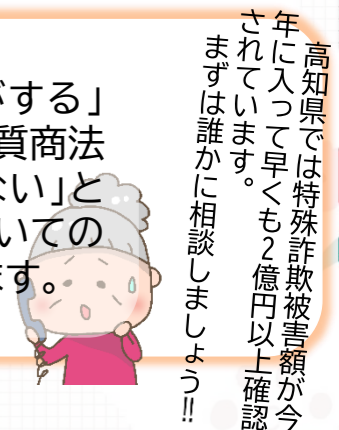
「介護保険サービスについて知りたい」「今の健康をできるだけ維持したい」といった高齢者の介護や健康についての相談に対応し、要介護認定の申請の代行や、介護予防のための支援計画の作成などをおこないます。



高齢者がいつまでも住みなれた地域で安心して暮らせるように、介護に関わるケアマネジャーへの支援をはじめとして、さまざまな関係機関や地域住民のみなさんと協力できるネットワークづくりを進め、その中心的な役割を担っています。



「近所の高齢者が虐待にあっていく気がする」「認知症などで財産管理に自信がない」「悪質商法や振り込め詐欺の被害にあったかもしれない」といった高齢者の権利や財産などの不安についての相談に対応し、制度の紹介などをおこないます。



高知県では特殊詐欺被害額が今年に入って早くも2億円以上確認されています。まずは誰かに相談しましょう！！